

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社丸平工業（法人番号3200001005108）
業者の住所：岐阜県岐阜市下奈良3-1-6
- 2 指名停止措置期間：令和元年 8月22日から
令和元年11月21日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
（近畿2府4県、北陸3県、東海3県）
- 4 事実概要： 株式会社丸平工業の前代表取締役は、岐阜市が発注する長良川鵜飼観覧船の航路を整備するための浚渫工事を巡り、岐阜市鵜飼観光船事務所職員に対し、受注に関する便宜を受けた見返りとして現金100万円を渡していた贈賄の疑いで、令和元年6月28日、岐阜県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第3号ア「抜粋」

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から <u>3月以上9月以内</u> 2月以上6月以内 1月以上3月以内